

同一労働同一賃金

11月17日(水)

11月25日(木)

対応相談会

最高裁判所が同一労働同一賃金について重要な判決を下しています！

対策必須の重要判決！

中小企業でも、令和3年4月1日からこの法律が適用されています！

- ①アルバイト職員である大学事務員に対する**ボーナスの支給** について
- ②契約社員である売店店員に対する**退職金の支給** について
- ③契約社員である郵便局員に対する**住宅手当、扶養手当、年末年始勤務手当、夏期・冬季休暇の付与、有給の病気休暇の付与** 等について

役職手当、資格手当、皆勤手当、無事故手当...**パートも正社員と全く同じように支給**しないといけないの？

アルバイトには**ボーナス・退職金**は支給していないが、必要か？

給与支給明細書

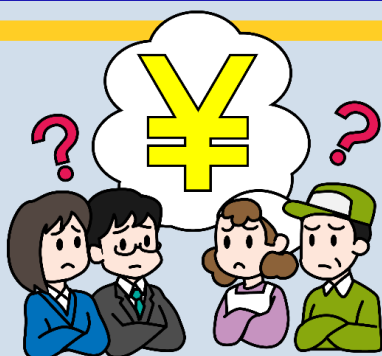
基本給	役職手当	資格手当	通勤手当	家族手当	食事手当	賞与
200,000	10,000	20,000	10,500	2,000	3,000	

正社員とパートの勤続年数が同じなら、**基本給**は同じ金額にしないといけない？

正社員だけ家族手当を支給している。これは問題あるだろうか？

正社員は**交通費の上限**が20,000円、パートは上限が10,000円。これはOK？

勤務時間の短いパート・アルバイトには**食事代**は支給しなくてもいい？



給与以外で検討すべき問題も

- ・**慶弔休暇取得**／病気休職
- ・**教育訓練**の受講可否
- ・**福利厚生施設**の利用...など

👉 **お申し込みは裏面より**

助成金無料相談会

オンライン相談
もご対応します

子育て支援を行う中小企業のために
新しい助成金が始まります！

くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業に
対して、**500,000円**を支給する**助成金**が新設されました

・プラチナくるみん認定企業の場合、令和8年度まで毎年度支給

※くるみん認定とは、「子育てサポート企業」として受ける、厚生労働大臣による認定
のことです。より高い水準の会社に対してはプラチナくるみん認定が行われます。

新設された助成金以外にも、育児休業関連の助成金は種類があります。
利用できるものがないか、一度ご相談ください！

無料個別相談会申込用紙

希望会場	<input type="checkbox"/> 庄司茂事務所(神戸)神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビルセミナールーム		
	<input type="checkbox"/> 庄司茂事務所(姫路)姫路市安田4-36 マサミビル2F		
	<input type="checkbox"/> オンライン相談希望 (パソコンをご用意ください。ソフトは不要です。)		
希望日	<input type="checkbox"/> 11/17(水) <input type="checkbox"/> 11/25(木) (希望時間の☑につきましては、2つ以上お願いします。)		
時間	<input type="checkbox"/> 10:00~	<input type="checkbox"/> 11:00~	<input type="checkbox"/> 12:00~
	<input type="checkbox"/> 13:00~	<input type="checkbox"/> 14:00~	<input type="checkbox"/> 15:00~
	<input type="checkbox"/> 16:00~	<input type="checkbox"/> 17:00~	
会社名		業種	従業員数
会社情報	〒		
	TEL(必ずご記載ください)	FAX	
ご参加者	①御役職・御芳名	メール	
	②御役職・御芳名	メール	

お申込みFAX：0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受付票をFAXにてお送りします。(※ FAX以外でご希望の場合 受付票は TEL メール希望)
もし受付票が届かない場合は、お手数ですが弊社事務所までご連絡お願いいたします。(TEL:0120-66-8050)

・ご記入いただきました個人情報は、ご案内をお送りする等、弊社事務所業務以外には使用いたしません。
・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切いたしません。
・弊社事務所が要求する個人情報の提供は任意です。

社会保険労務士法人 庄司茂事務所 個人情報保護管理者 岸田岳 TEL:078-361-2031